

たき急向の由である。

四) 前々朝鮮人難民を金沢の軍人軍属に引取る人給ふがうに引渡給ふに因しては目下調査中である。

朝鮮人難民者達引渡方法に因する件

(三、五、三)
ア一課

本件に關し五月三十一日厚生省保安局長協同
一たところ厚生省側り意向は凡そ次の通りである。

一 達骨引渡場所は東京、吳、福岡のいずれか
地にもよるが達骨は主として福岡県庁(は

かは受中史後身部の外に半置してあつた
で内司港か通るし思う。

一、受後身は、韓国側かすべし引取る場合
一、ともし、一部引取り場合は但々に取付けた。
一、要は引取るものか否か、を何に因り
は外務省の意向通りでない。

たが自津籍の沿岸より遺骨送還に因りては、

本年四月末、在中華民国日本大使館を以て

中華民国政府に引渡すもの、その際、韓国

汽船所居、新島丸にて内司港より基隆港

まで輸送し、遺骨積込に當つては、韓国側知事

の責任にあつてゐることを、受後身は遺骨

箱二個を一つとして知事へ船長へ日付大津港へ

中口政府の手に移付けた。

昭示大港前以追修式古等行し。予亦以
福岡県知事、同民生部員、引揚塔碑を
在長崎中門候所、在日華僑強会代表加え
不少参席した。